

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局事業部一般廃棄物指導課(06-6630-3265)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業(事業の範囲:ごみ、動物等)の許可
概要	大阪市内において、一般廃棄物(ごみ、汚でい、動物等)の収集運搬を業として行おうとする者の新規及び更新申請に対する処分
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
審査基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に掲げられている事項 2 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条の2に定める事項</p> <p>【参考】大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則 (一般廃棄物収集運搬業の許可の基準) 第15条の2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当しないときは、同条第5項第3号の環境省令で定める基準に適合しないものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。ただし、し尿、犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可又は許可の更新については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する者 ア 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする場合 当該許可を受けようとする者又はその政令第4条の7に規定する使用人のうち市長が別に定める者(当該許可を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者又はその役員若しくは同条に規定する使用人のうち、市長が別に定める者)のいずれかが、本市が実施する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識の有無を認定するための試験に合格していること イ 法第7条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする場合 当該許可の更新を受けようとする者又はその政令第4条の7に規定する使用人のうち市長が別に定める者(当該許可の更新を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者又はその役員若しくは同条に規定する使用人のうち、市長が別に定める者)のいずれかが、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識を習得させるために行われる講習会で市長が別に定めるものを修了していること</p> <p>(2) 大阪市内に市長が別に定める基準に適合する事業所を有し、排出者との契約及び連絡、苦情対応等を速やかに行うことができる者</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第2条の2第1号イに規定する運搬車を2台以上有する者その他分別収集を確実に行える能力を有する者</p> <p>2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第5項第4号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者</p> <p>(2) 未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)が前号に該当するもの</p> <p>(3) 法人でその役員又は政令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号に該当する者のあるもの</p> <p>(4) 個人で政令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号に該当する者のあるもの</p>
標準処理期間	90日間
経由日数	
提出先	環境局事業部一般廃棄物指導課
提出時期	別途定める
提出方法	許可申請書に必要な書類を添付して、環境局事業部一般廃棄物指導課へ提出してください。
手数料	1万円
相談窓口	環境局事業部一般廃棄物指導課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html#no03_02">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html#no03_02</a> (規則) <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199496.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199496.html</a> (要綱)
備考	動物等 = 動物(実験動物及び犬等)の死体及び糞・マット